

重要事項説明書

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 愛恵会 愛光整形外科
事業者の所在地	愛知県名古屋市緑区桶狭間神明 1221
法人種別	医療法人
代表者名	早川 克彦
電話番号	052-625-1009
指定年月日	平成5年7月8日

2. ご利用事業所概要

事業所の名称	医療法人愛恵会愛光整形外科／訪問リハビリテーション部
居宅サービスの種類	指定訪問リハビリテーション
指定事業所番号	2311401596
事業所の所在地	愛知県名古屋市緑区桶狭間神明 1221
電話番号	052-625-1009
FAX 番号	052-624-3186

3. 営業日・営業時間

営業日	月曜～金曜日 祝日、夏期休暇、12月29日から1月4日までは除く
営業時間	8 時 00 分～19 時 30 分

4. 事業目的と運営方針

事業目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適切な訪問リハビリテーションを行なうことを目的とする。
運営方針	① 要介護者の心身の特性を踏まえて、生活機能の維持・向上をはかると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。 ② 関係市町村、地域の保健・医療・福祉・介護サービスとの綿密な連携を図り、総合的なリハビリテーションサービスの提供に努める ③ 理学療法等必要なリハビリテーションが提供できるように環境を整備し、要介護者の心身の機能維持・回復を図る。

5. リハビリテーションの内容

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあつたては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、主要な事項について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得て、該当計画を利用者に交付する。訪問リハビリテーションは居宅サービス計画に沿って行なわれますが、具体的には事業者の医師、理学療法士が診療、機能・能力検査等を基にご利用者の希望、心身の状況等に合わせて目標、方法を決定していきます。

6. 事業所の職員体制

従事者の職種	員数	勤務の体制
管理者(医師)	1人	病院と兼務
理学療法士	1人	病院と兼務

1 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込み係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 理学療法士

理学療法士は医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

7. ご利用料(介護保険利用)

★ 保険適用分(単位数×10.83円の1～3割が、ご利用者様の負担分になります。)

★ 要介護(20分間 308単位) 40分間 616単位

★ 要支援(20分間 298単位) 40分間 596単位

★ サービス提供体制強化加算Ⅱ (20分につき)3単位

8. 事業の実施地域

通常実施地域	名古屋市緑区・南区・大府市・豊明市
--------	-------------------

* 必要に応じて通常実施区域以外も対応(交通費加算あり)

事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。交通費の徴収に際しては、あらかじめご利用者又はその家族に対し、説明を行い利用者の同意を得る

区分(片道の距離)	交通費
3.5km未満	600円
3.5km以上4.5km未満	700円
4.5km以上5.5km未満	800円
5.5km以上6.5km未満	900円
6.5km以上7.5km未満	1,000円
*1 以下1Km増すごとに100円を加算	
*2 消費税は別途	

9. 苦情申立窓口

当事業者に関するご相談や苦情は、ご遠慮なく下記までご連絡下さい。

相談窓口 担当者:愛光整形外科事務(担当:浅井)

電話 : 052-625-1009

FAX : 052-624-3186

* 当事業者以外に市区町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情を申し立てることができます。

◆その他の相談・苦情等の窓口◆

・愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室

名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話:052-971-4165

・名古屋市役所健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話:052-972-2591

・緑区北部いきいき支援センター

緑区鹿山二丁目1-5 NTT鳴子ビル内

電話:052-899-2002

・緑区北部いきいき支援センター分室

緑区徳重五丁目625

電話:052-877-9001

・緑区南部いきいき支援センター

緑区左京山3038

電話:052-624-8343

・豊明市役所 高齢者福祉課

豊明市新田町子持松1番地1

電話:0562-92-1261

・大府市役所 福祉課

大府市中央町五丁目70番地

電話:0562-45-6228

10. 緊急時の対応方法

ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関へ直ちに連絡を行い、医師の指示に従います。

11. 事業所で策定する事項

(1)高齢者虐待防止の推進

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。

事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2)身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記

録します。

(3) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施できる体制の構築へ、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

業務継続計画の策定、おおむね 1 年に1回以上計画の見直しをします。

従業者への業務継続計画の周知をします。

研修、訓練の実施、記録を作成します。

(4) 衛生管理等

感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、及び対策を検討する委員会を設立します。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

12. その他

(1) サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。

ア サービス従業員は、年金等の金銭の取り扱いはいたしません。

イ サービス従業員は、リハビリテーションを行う事とされており、食事の準備など、家事等の業務についてはいたしません。

ウ サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしはお受けできません。

エ 訪問リハビリテーションサービスを行っている間、ご家族の方は出来るだけお留守にされないようにお願いします。